

●規程改正の概要

要 旨	新専門医制度の開始に鑑み、非常勤嘱託等就業規則の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 非常勤嘱託等就業規則</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 職名「専攻医」の新設</p> <p>一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムに基づく研修を受ける者を「専攻医」とする。</p> <p>(2) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。

非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)に基づき、臨時的に任用する非常勤嘱託、非常勤嘱託医師、専攻医及び研修医(以下「非常勤嘱託等」という。)の雇用並びにその他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則において、「非常勤嘱託」とは、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される者(法人に勤務する非常勤嘱託医師、専攻医、専攻医及び研修医_____を除く。)をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「専攻医」とは、医師法(昭和23年法律第201号_____)第16条の2に基づく臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した後、病院において診療に従事しながら専門的に研修を受ける者_____であって、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される医師をいう。</p> <p>4 この規則において「専攻医」とは、専攻医のうち、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムに基づく研修を受けるものをいう。</p> <p>5 この規則において、「研修医」とは、臨床研修を受ける者_____であって、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される医師をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「法人」という。)が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)に基づき、臨時的に任用する非常勤嘱託、非常勤嘱託医師、専攻医、臨床研修医_____ (以下「非常勤嘱託等」という。)の雇用及び_____その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則において、「非常勤嘱託」とは、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される者(法人に勤務する非常勤嘱託である医師、_____ 研修医及び専攻医を除く。)をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「専攻医」とは、医師法(昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。)第16条の2に基づく臨床研修(以下「臨床研修」という。)を終了した後、病院において診療に従事しながら専門的に研修を受けるものであつて、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される医師をいう。</p> <p>_____</p> <p>4 この規則において、「研修医」とは、臨床研修を受けるものであつて、地公法第3条第3項第3号に規定する特別職として法人に雇用される医師をいう。</p>

<p>(法令等の関係)</p> <p>第3条 非常勤嘱託等の就業に関し、この規則に定めのない事項については、法人が別に定める規程及び理事長の命令(理事長の命を受けて発する通知等を含む。)によるほか、地公法、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号、以下「<u>地独法</u>という。)、労働基準法(昭和22年法律第49号、以下「<u>労基法</u>という。))及びその他の関係法令の定めるところによる。</p> <p>(非常勤嘱託医及び専修医の提出書類)</p> <p>第4条 病院長は、非常勤嘱託医師及び専修医として雇用しようとするときは、理事長が定める日までに、第1号様式に次に掲げる書類を添え提出しなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>(臨床研修医の提出書類)</p> <p>第5条 病院長は、臨床研修医として雇用しようとするときは、理事長が定める日までに第1号様式に次に掲げる書類を添え提出しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(法令等の関係)</p> <p>第3条 非常勤嘱託等の就業に関し、この規則に定めのない事項については、法人が別に定める規程及び理事長の命令(理事長の命を受けて発する通知等を含む。)によるほか、地公法、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号、以下「<u>地独法</u>という。)、労働基準法(昭和22年法律第49号、以下「<u>労基法</u>という。))及びその他の関係法令の定めるところによる。</p> <p>(非常勤嘱託医、専修医及び専攻医の提出書類)</p> <p>第4条 病院長は、非常勤嘱託医師、専修医又は専攻医として雇用しようとするときは、理事長が定める日までに、第1号様式に次に掲げる書類を添え提出しなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>(____研修医の提出書類)</p> <p>第5条 病院長は、____研修医として雇用しようとするときは、理事長が定める日までに第1号様式に次に掲げる書類を添え提出しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤務日数及び勤務時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p>
---	---

<p>3 専修医、専攻医及び研修医の勤務時間は、原則として、1週間の勤務時間を38時間とする。</p> <p>4 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第14条 非常勤嘱託等の休憩時間に関し必要な事項は、<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休憩等に関する規程</u>の例による。</p>	<p>3 専修医及び臨床研修医の勤務時間は、原則として、1週間の勤務時間を38時間とする。</p> <p>4 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第14条 非常勤嘱託等の休憩時間に関し必要な事項は、<u>勤務時間、休日及び休憩等に関する規程</u>(以下「<u>勤務時間等規程</u>」という。)の例による。</p>
<p>(休暇)</p> <p>第15条 非常勤嘱託等(日雇用及び時間雇用の者を除く。以下、この条において同じ。)の勤務日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあたる場合は、当該日は有給の休暇とする。</p> <p>2 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師(次項に掲げる者を除く。)の<u>年次有給休暇</u>は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>3 専修医、専攻医、研修医及び非常勤嘱託医師(1週間の勤務時間が30時間を超える者に限る。)の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>4～7 略</p>	<p>(休暇)</p> <p>第15条 非常勤嘱託等(日雇用及び時間雇用の者を除く。以下、この条において同じ。)の勤務日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあたる場合は、当該日は有給の休暇とする。</p> <p>2 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師(次項に掲げる者を除く。)の<u>年次休暇</u>は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>3 専修医、研修医及び非常勤嘱託医師(1週間の勤務時間が30時間を超える者に限る。)の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>4～7 略</p>
<p>3 専修医、専攻医、研修医及び非常勤嘱託医師(1週間の勤務時間が30時間を超える者に限る。)の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>4～7 略</p>	<p>3 専修医、専攻医、研修医及び非常勤嘱託医師(1週間の勤務時間が30時間を超える者に限る。)の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>4～7 略</p>

(育児部分休業)

第15条の3 次のいずれにも該当する非常勤嘱託等は、一般職員の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)をすることができるものとする。

一・二 略

2 略

(報酬)

第16条 略

2～4 略

5 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師のうち、 職員給与規程の例により通勤手当の支給対象となる者については、次の各号の職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を報酬として支給する。

一 交通機関を利用する者 職員給与規程の例により計算した額

二 交通用具を利用する者 職員給与規程の例により計算した額を5で除し、

その額に週平均勤務日数を乗じた額

6 専修医及び専攻医の報酬は、別表5のとおりとする。

7 研修医の報酬は、別表6のとおりとする。

8・9 略

(時間外勤務代休時間)

第16条の2 第12条 の規定により行った正規の勤務時間外における勤務を

(育児部分休業)

第15条の3 次のいずれにも該当する非常勤嘱託等は、一般職員の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)をすることができるものとする。

一・二 略

2 略

(報酬)

第16条 略

2～4 略

5 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師のうち、法人職員給与規程の例により通勤手当の支給対象となる者については、次の各号の職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を報酬として支給する。

一 交通機関を利用する者 法人職員給与規程の例により計算した額

二 交通用具を利用する者 法人職員給与規程の例により計算した額を5で除し、

その額に週平均勤務日数を乗じた額

6 専修医 の報酬は、別表5のとおりとする。

7 臨床研修医の報酬は、別表6のとおりとする。

8・9 略

(時間外勤務代休時間)

第16条の2 第10条第5項の規定により行った正規の勤務時間外における勤務を

<p>合計した時間が1箇月について60時間を超えた非常勤嘱託等には、前条第4項に規定する時間外勤務手当に相当する額の報酬の支給に代えて、一般職員の例により、時間外勤務交代時間を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務交代時間を指定された非常勤嘱託等は、当該時間外交代時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>3 略</p> <p>(社会保険への加入)</p> <p>第17条 非常勤嘱託等のうち、その勤務時間等が、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)に定める被保険者の要件に該当する者は、それぞれ当該保険の被保険者とする。ただし、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第2条第1項第1号に定める職員に該当することとなつた場合を除く。</p> <p>第7章 研修医にかかる研修 (組織、運営)</p> <p>第19条 理事長は、____研修医にかかる研修の詳細を検討するため、研修管理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。</p> <p>2 略</p> <p>(研修証明)</p>	<p>合計した時間が1箇月について60時間を超えた非常勤嘱託 には、前条第7項に規定する時間外勤務手当に相当する額の報酬の支給に代えて、一般職員の例により、時間外勤務交代時間を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定により時間外勤務交代時間を指定された非常勤嘱託 は、当該時間外交代時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>3 略</p> <p>(社会保険への加入)</p> <p>第17条 非常勤嘱託等のうち、その勤務時間等が、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)に定める被保険者の要件に該当する者は、それぞれ当該保険の被保険者とする。ただし、地方公務員等共済組合法 _____ 第2条第1項第1号に定める職員に該当することとなつた場合を除く。</p> <p>第7章 臨床研修医にかかる研修 (組織、運営)</p> <p>第19条 理事長は、臨床研修医にかかる研修の詳細を検討するため、研修管理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。</p> <p>2 略</p> <p>(研修証明)</p>
---	--

第21条 病院長は、研修医が定められた雇用期間における臨床研修を修了したときは、臨床研修修了証を交付する。

別表5（第16条関係）

報酬の内容	報酬額	備考
略		
通勤手当に相当する報酬	<p>正規医師の例により通勤手当の対象となる者 については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。</p> <p>イ 交通機関を利用する者 正規医師の例により計算した額</p> <p>ロ 交通用具を利用する者 正規医師の例により計算した額を5で除し、その額に週平均勤務日数を乗じた額</p>	
略		

第21条 臨床研修医が第4条に定められた雇用期間における臨床研修を修了したときは、臨床研修修了証を交付する。

別表5（第16条関係）

報酬の内訳	報酬額	備考
略		
通勤手当に相当する報酬	<p>正規医師の例により通勤手当の対象となる<u>専修医</u>については、次の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。</p> <p>イ 交通機関を利用する者 正規医師の例により計算した額</p> <p>ロ 交通用具を利用する者 正規医師の例により計算した額を5で除し、その額に週平均勤務日数を乗じた額</p>	
略		